

# 東大阪市外国語指導講師活用業務仕様書

1 契約業務名 東大阪市外国語指導講師活用業務（労働者派遣）

2 業務の実施方法

本市の外国語教育（特に英語）及び国際理解教育等をより一層充実していくため、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、派遣事業を請け負う業者（以下「派遣元」という。）は、東大阪市教育委員会（以下「派遣先」という。）が設置する幼稚園・こども園、小中学校及び義務教育学校（以下「学校園」という。）に外国語指導講師（以下「指導講師」という。）を派遣するものである。

3 業務の実施場所

業務の実施場所は、別紙に示す市立学校園とする。

4 派遣人員

本契約により業務を実施する派遣元の指導講師は、別紙に示すとおり45名とする。

5 履行期間及び日数

（1）履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（2）履行日数は、延べ 24,975 日（＝185（日）×45（人）×3（年））とする。

6 指揮命令者

派遣業務に従事する指導講師に対する指揮命令者は東大阪市教育委員会指導のもと、校長とする。

7 派遣する指導講師に係る要件

派遣業務を実施する指導講師の選任にあたっては、次の各号に掲げる資格要件を満たすことを条件とし、適任者を選定すること。

- （1）英語を母語あるいは公用語とする国の出身で、大学卒業資格を有し、外国語としての英語教育に知識・関心がある者。
- （2）教科書に準じた明瞭な英語の発音、リズム、イントネーションを運用でき、かつ文章力、文法力が優れている者。
- （3）日本国内での学校現場での1年以上の英語教育の指導経験（英会話学校を除く）を有し、その勤務内容が良好で、資質等において学校園の教育に携わるに適した者。
- （4）学習指導要領の目標を理解し、指導内容に沿って、本市で使用する外国語科教科書及び文部科学省より提供される教材のねらいを理解し、教員と協働して支援ができる者。
- （5）日本の教育や習慣に対する理解を有し、教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語運用能力（日本語能力検定3級程度）を有する者。
- （6）心身ともに健康で、公立学校のシステムに適応し、子ども理解のある者。特に「胸部X線撮影」で、「異常なし」である者。（「学校保健安全法施行規則」第15条（昭和33年文部省令第18号））
- （7）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の表の「教育」の在留資格をもって在留する者、若しくは別表第1の表の「教育」の在留資格を除く在留資格を

もって在留する者で、同法第19条第2項の規定により教育に関する活動を行うことについて許可を受けた者又は別表第2の上欄に掲げる在留資格を持つ者。

(8) 積極的に子ども、教職員と関わり、情熱を持って英語の指導を行える者。

## 8 業務内容

指導講師は、指揮命令者の指示のもと、次の各号に掲げる業務を履行する。

- (1) 学校園における外国語科・外国語活動及び国際理解教育等の指導補助（外国語担当教員とのチームティーチング）
- (2) 学校園における英語教材やカリキュラム等の作成補助及び放送テスト等音声教材の作成と採点補助
- (3) 学校園における外国語担当教員との打合せ
- (4) 学校園における教員の英語力や指導力向上研修の実施
- (5) 学校園行事や教育委員会主催の英語及び国際理解教育に関する行事（例、英語プレゼンテーション大会・英語まつり）等への協力、その他本事業の円滑な遂行に必要と思われる活動への協力
- (6) 教育委員会が実施する独自の取組み（移動英語村、夏休み英語村）における指導
- (7) 教育委員会が実施する会議への参加、教職員研修への参加や研修補助
- (8) その他、教育委員会及び学校園等が必要と判断し、受託者が合意した業務

派遣元は、学校園における指導講師の活用効果を高めるため、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 東大阪市担当コーディネーターの選任とコーディネーターの学校園訪問による指導講師の業務遂行状況の監督及び評価
- (2) 指導講師に対する配置前研修及び定期的な指導力向上にむけた研修
- (3) パフォーマンステスト、コミュニケーション能力の育成を重視した言語活動中心の授業および教材等の提案
- (4) 教育委員会主催の教職員研修等への協力
- (5) 学校園における教員の英語力や指導力向上研修の企画、提案
- (6) 学校園への業務に関するアンケートやヒアリング等の定期的な実施

## 9 指導講師の服務

- (1) 派遣先及び派遣された学校園の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を、契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 業務の遂行に際して、宗教的活動や政治的活動を行ってはならない。
- (4) 学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校園管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- (5) 就業時間（休憩時間を除く）においては、注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。
- (6) 当該業務の履行に関連するすべての法令を遵守すること。

## 10 指導講師の就業形態及び就業時間

- (1) 就業形態

指導講師は、原則として別紙に示すグループ内の学校園において就業するものとする。

(2) 就業時間

就業時間については、月曜日から金曜日（祝日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで（休憩時間45分を含む）とする。

(3) 就業日及び就業時間の通知

就業日及び就業時間については、令和8年4月1日に派遣元に通知する。また、就業時間及び就業日を変更する必要がある場合は、事前に派遣元に通知する。

(4) 時間外勤務

時間外勤務は、生じないものとする。

(5) 欠勤等の取り扱い

指導講師が欠勤、遅刻、早退等を行う場合、派遣元は派遣先及び校園長へ事前報告するとともに、派遣先及び校園長の指示のもと、代理講師の派遣、または代替の就業日・就業時間を設けること。

11 派遣に係る遵守事項

派遣元は、派遣業務の円滑な遂行を行うために、指導講師の職務に係る一切の業務に誠意をもって遂行し、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けている、又は、特定労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出する。
- (2) 指導講師が選任された時点で、名前等（社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届けの提出を含む。）が記載された指導講師決定通知書及び指導講師プロフィール票を派遣先に提出する。
- (3) 指導講師が計画どおり就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。
- (4) 指導技術の向上を図るために指導講師に対する研修等を実施する。また、園児・児童・生徒への様々なハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。

12 研修

派遣元は、指導講師に以下に示す研修を受講させる。なお、研修の主催は派遣先が行い、派遣元が立ち会うものとする。

- (1) 開始にあたっての事前研修
- (2) 中間研修
- (3) 研修参加に係る派遣経費については、派遣元が支給する。
- (4) 研修に係る時間は「就業時間」に含むものとする。

13 作成教材等の著作権

指導講師が、派遣された学校園の英語科教員等と協力して作成した教材等に係わる著作や知的所有権等の諸権利は、当該学校園に属する。

14 派遣元責任者及び派遣先責任者の選任

派遣業務を円滑に遂行し、遵守事項に反することがないように適切な措置を講じるため派遣元と派遣先においてそれぞれ責任者を選任する。

15 指導講師からの苦情の処理

- (1) 指導講師からの苦情の申し出を受ける者は、選任した派遣元及び派遣先責任者とし、これらが連携し誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果を指導講師に通知する。
- (2) 派遣元及び派遣先は、その解決が容易であり、自ら即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず当該指導講師に通知することとする。

16 契約代金の支払いに係る事項

- (1) 本業務の派遣代金は、契約単価に当該月の指導講師の延べ就業日数を乗じた金額とし、毎月業務終了後、派遣元の請求をもって、派遣先は派遣元に支払うものとする。
- (2) 本業務に係る交通費は、派遣元が支給するものとする。

17 その他

- (1) 業務中の災害または通勤による災害に対する補償については、派遣元の定めるところによるものとし、派遣先は当該指導講師及び派遣元に対し賠償責任等は一切負わないものとする。但し、派遣先の重大な過失による場合はこの限りではない。
- (2) 派遣先は、指導講師が派遣業務の遂行にあたり、著しく適性を欠くと判断した場合は、派遣元に対し、指導講師の変更を要請することができる。
- (3) 派遣元は、指導講師の故意または過失により、園児・児童・生徒、教職員等、及び学校施設、器物等に損害を与えたときはその損害を賠償する。

(別紙)

## 東大阪市立学校園名一覧 (グループ別)

番号	人員数	グループ名	校園名	活用日数週あたり	所在地	電話番号
1	1	A1	縄手中	3	南四条町3-26	072-982-0966
			縄手小	1	南四条町3-2	072-982-2777
			上四条小	1	上四条町14-25	072-985-1941
2	1	B1	枚岡中	5	箱殿町8-25	072-982-0622
3	1	B2	枚岡東小	2	立花町12-28	072-984-1501
			枚岡西小	3	南荘町2-26	072-984-1031
4	1	B3	枚岡幼	3	箱殿町8-10	072-981-2874
			小阪こども園	2	中小阪1-21-30	06-6721-0931
5	1	C1	石切中	5	中石切町4-10-3	072-982-0201
6	1	C2	石切小	2.5	中石切町1-6-50	072-982-0666
			石切東小	2	上石切町2-8-30	072-987-9717
			石切幼	0.5	中石切町2-2-25	072-981-3520
7	1	D1	縄手北中	3	河内町1-1	072-985-3741
			縄手東小	2	河内町2-6	072-987-6317
8	1	E1	池島学園(後期)	2	池島町3-10-1	072-987-6320
			池島学園(前期)	3	池島町3-6-30	072-984-5741
9	1	F1	孔舎衛中	4	善根寺町1-6-1	072-987-6151
			英語村B	1		
10	1	F2	孔舎衛東小	2	東大阪市日下町7-1-7	072-988-1471
			孔舎衛小	2.5	日下町6-2-18	072-981-2538
			孔舎衛こども園	0.5		
11	1	G1	くすは縄手南(後期)	4	横小路町3-12-5	072-986-0500
			英語村A	1		
12	1	G2	くすは縄手南(前期)	3.5	六万寺2-3-17	072-982-4241
			縄手北小	1	旭町2-4	072-982-0822
			縄手南こども園	0.5	六万寺2-3-18	072-982-1471
13	1	H1	盾津中	5	新庄南1-33	06-6744-8001
14	1	H2	盾津中2	3	新庄南1-33	06-6744-8001
			鴻池東小	2	東鴻池町5-7-20	072-962-4212
15	1	H3	成和小	3.5	南鴻池町1-3-18	06-6745-2361
			弥栄小	1.5	本庄1-8-2	072-961-6486
16	1	I1	玉川中	4	岩田町1-16-1	072-961-6621
			英語村A	1		
17	1	I2	玉川小	2.5	稲葉1-12-1	072-961-2233
			岩田西小	2	岩田町5-12-27	072-963-8001
			岩田こども園	0.5	岩田町6-4-43	072-961-8611

東大阪市立学校園名一覧（グループ別）

番号	人員数	グループ名	校園名	活用日数週あたり	所在地	電話番号
18	1	J1	英田中	5	吉田本町1-6-10	072-961-2603
19	1	J2	英田南小	3	松原1-1-27	072-961-2609
			花園北小	1	吉田5-15-16	072-964-6500
			英語村B	1	花園本町1-3-29	072-965-3920
20	1	J3	英田北小	3	日下町6-3-6	072-984-0231
			英田幼	0.5	吉田4-5-37	072-961-6665
			英語村Aリーダー	1.5		
21	1	K1	花園中	4	玉串町西1-4-52	072-961-6689
			英語村C	1		
22	1	K2	花園小	1.5	花園本町2-7-41	072-961-1301
			玉串小	2	玉串町西2-4-12	072-963-6528
			英語村Bリーダー	1.5		
23	1	L1	盾津東中	5	川田3-2-26	072-964-6931
24	1	L2	北宮小	2.5	川田2-3-7	072-961-6488
			加納小	2	加納3-6-8	072-964-8551
			北宮こども園	0.5	川田2-5-4	072-961-4174
25	1	M1	若江中	4	若江南町5-1-10	06-6725-5781
			英語村B	1		
26	1	M2	玉美小	2	瓜生堂1-6-1	072-961-2447
			若江小	2.5	若江南町2-9-54	06-6721-0292
			若江幼	0.5	若江北町3-3-16	06-6721-3613
27	1	N1	長栄中	3.5	長栄寺12-30	06-6783-0505
			英語村Cリーダー	1.5		
28	1	N2	長堂小	2	長堂1-17-8	06-6783-3331
			高井田東小	2	長栄寺15-26	06-6783-2777
			英語村D	1		
29	1	O1	新喜多中	4	新喜多2-5-32	06-6781-0680
			英語村D	1		
30	1	O2	西堤小	2	西堤学園町2-6-14	06-6789-3101
			藤戸小	2	藤戸新田1-3-45	06-6789-5021
			英語村C	1		
31	1	P1	金岡中	2	金岡1-23-9	06-6721-1972
			長瀬北小	1	吉松2-13-15	06-6729-0676
			長瀬東小	1	大蓮東2-12-8	06-6728-0155
			英語村C	1		
32	1	Q1	布施中	4	荒川2-32-40	06-6728-1945
			英語村A	1		
33	1	Q2	布施小学校	2	寺前町2-1-6	06-6729-0020
			荒川小学校	2	荒川3-23-7	06-6721-0306
			英語村D	1		

東大阪市立学校園名一覧（グループ別）

番号	人員数	グループ名	校園名	活用日数週あたり	所在地	電話番号
34	1	R1	上小阪中	3.5	上小阪2-6-5	06-6721-1844
			英語村Dリーダー	1.5		
35	1	R2	桜橋小	2	菱屋西4-10-7	06-6722-1621
			上小阪小	2	上小阪3-15-40	06-6723-3000
			英語村A	1		
36	1	S1	楠根中	5	稲田本町2-6-34	06-6745-1991
37	1	S2	楠根小	2	稲田本町1-1-43	06-6745-7001
			楠根東小	2	七軒家17-33	06-6745-0057
			英語村C	1		
38	1	T1	意岐部中	3	御厨東2-9-45	06-6788-1875
			意岐部小	1	新家2-11-52	06-6781-2900
			意岐部東小	1	荒本西1-3-46	06-6788-4331
39	1	U1	高井田中	4	高井田中5-2-5	06-6782-6121
			英語村D	1		
40		U2	森河内小	2.5	森河内東1-32-24	06-6781-0761
			高井田西小	1.5	高井田本通6-1-7	06-6781-1571
			英語村B	1		
41	1	V1	小阪中	5	宝持1-7-5	06-6721-6700
42	1	V2	小阪小	1.5	中小阪1-21-15	06-6723-1200
			八戸の里小	1.5	下小阪5-3-5	06-6721-1814
			八戸の里東小	2	中小阪5-17-8	06-6725-3555
43	1	W1	長瀬中	2	大蓮北4-7-43	06-6728-3200
			長瀬南小	1	大蓮北4-3-51	06-6728-2900
			大蓮小	1.5	大蓮南5-8-50	06-6727-6500
			大蓮こども園	0.5		06-6728-1001
44	1	X1	弥刀中	2.5	近江堂3-4-27	06-6724-0400
			弥刀小	1	友井1-1-37	06-6723-0301
			弥刀東小	1.5	友井2-28-12	06-6723-1000
45	1	Y1	柏田中	2	柏田西3-11-28	06-6727-3010
			長瀬西小	2	衣摺5-8-51	06-6728-1000
			柏田小	1	柏田西3-7-44	06-6729-5300